

前橋市企業立地促進条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(定義)                      第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。                      (1)～(3) 省略                      (4) 産業用地 本市の区域内の土地であつて、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち工業地域又は工業専用地域に定められた区域の<u>もの</u>その他市規則で定めるもの(前号の土地を除く。)をいう。                      (5)～(10) 省略</p>	<p>(定義)                      第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。                      (1)～(3) 省略                      (4) 産業用地 <u>市規則で定める</u>本市の区域内の土地であつて、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち工業地域又は工業専用地域に定められた区域の<u>もの</u>(前号の土地を除く。)をいう。                      (5)～(10) 省略</p>